

測定分析手法の開発が困難な物質の取扱いについて（案）

（2019年度第3回ばく露評価小検討会資料）

- 1 リスク評価対象物質に係るばく露実態調査の実施に際して採用する測定分析手法については、これまで委託事業「職場における化学物質のリスク評価推進事業（ばく露実態調査）」において「ばく露実態調査対象物質の性状に応じて捕集方法、分析方法等について、技術的な検討」を行い、その成果物の妥当性をばく露評価小検討会で確認いただいた上で、実際の調査に適用してきている（→参考3-1）。
- 2 他方、近年、委託事業の一環としての検討では手法の確立が困難な物質が出てきており（具体例下記）、代替手段として、2019年度厚生労働科学研究費補助金において、各物質に係る測定分析手法の調査研究を二度にわたって公募したが（→参考3-2）、結果的に応募はゼロとなっている。
 - A) 液体捕集は可能であるが、捕集液自体に危険性・有害性があるため、サンプラー等での使用に注意を要する。
 - B) 回収率、分析精度等の観点で一般に求められる水準を満たす実用的な方法が開発できない。
 - a. そもそも十分な精度を担保できる測定分析法が存在しない。
 - b. 十分な精度を担保できる方法が無いわけではないが、高額な測定分析機器が必要となる等の理由により、通常の測定分析機関で実用に供せる見込みが乏しい。
- 3 このように、通常の測定分析手法に比べると十分な水準の手法が存在しない場合でも、リスク評価の推進を図る観点からは、存在する手法の限界に留意しつつ、可能な範囲でばく露レベルの把握に努めるべきではないかと考えられるところ。

- 4 以上を踏まえ、委託事業の範囲で一般に求められる水準の測定分析手法の開発ができない場合には、当該検討の結果についてばく露評価小検討会にご報告した上で、存在する手法の範囲での（例外的な）ばく露実態調査の実施につき個別にご相談させていただくこととしたい。（「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」についても、これを前提とした修正を加える。）